

船橋市都市公園条例

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 都市公園の管理(第3条—第28条)
- 第3章 雑則(第29条—第38条)

附則

- 第1章 総則
(平17条例29・章名追加)

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、都市公園(以下「公園」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(平17条例29・全改)

(公園の区域の変更及び廃止)

第2条 市長は、公園の区域を変更し、又は公園を廃止するときは、当該公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要があると認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

(平17条例29・全改)

第2章 都市公園の管理

(平17条例29・章名追加)

(行為の制限)

第3条 公園において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 広告、宣伝、放送その他これらに類する行為をすること。
- (2) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (3) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (4) 興行を行うこと。
- (5) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為が次の各号のいずれかに該当するときは、使用又は利用を許可しない。

- (1) 公衆の公園の使用又は利用に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益となるととき。

3 市長は、第1項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(平17条例29・全改、平24条例18・一部改正)

(行為の許可の特例)

第4条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項の許可を受けることを要しない。

(平17条例29・全改)

(行為の禁止)

第5条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 指定区域外の場所に車両等を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 公園をその用途外に使用すること。
- (8) その他公園の管理上支障のある行為

(平17条例29・全改)

(使用の禁止等)

第6条 市長は、公園の損壊その他の理由によりその使用若しくは利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその使用者若しくは第15条に規定する利用者の危険を防止するため、区域を定め、公園の使用又は利用を禁止し、又は制限することができる。

(平17条例29・全改)

(有料公園及び有料公園施設)

第7条 有料公園(有料で利用させる公園又は公園の1区域をいう。以下同じ。)については別表第1に、有料公園施設(市の管理する公園施設で有料で使用するものをいう。以下同じ。)については別表第2に定めるとおりとする。

2 有料公園施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 暴力団の利益となるととき。
- (3) その他管理上支障があると認めるとき。

3 市長は、有料公園施設の使用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 前項各号のいずれかに該当したとき。

(平17条例29・全改、平24条例18・一部改正)

(指定管理者による管理)

第8条 有料公園の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。

(平17条例29・全改)

(指定管理者が行う業務)

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 有料公園の施設及び設備の提供に関すること。
- (2) 有料公園の利用の許可に関すること。
- (3) 第20条に規定する利用料の収受に関すること。
- (4) 有料公園の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (5) その他有料公園の運営に関する事務のうち、市長が必要があると認めるもの

(平17条例29・全改)

(指定管理者の指定の申請)

第10条 第8条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 有料公園の事業計画書
- (2) その他規則で定める書類

(平17条例29・全改)

(指定管理者の指定)

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 事業計画書による有料公園の管理が利用者の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が有料公園の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(平17条例29・全改)

(事業報告書の作成及び提出)

第12条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 有料公園の管理の実施状況及び利用状況
- (2) 有料公園の管理に係る収支状況
- (3) その他有料公園の管理の実態を把握するため、市長が必要があると認める事項

(平17条例29・全改)

(開園時間及び休園日)

第13条 有料公園の開園時間は、午前9時30分から午後4時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て開園時刻を繰り上げ、又は閉園時刻を繰り下げることができる。

2 前項ただし書の規定により開園時刻を繰り上げ、又は閉園時刻を繰り下げたときは、当該繰り上げ、又は繰り下げた時刻を規則で定めるものとする。

3 有料公園施設の供用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 船橋市運動公園

- ア 野球場、体育館、庭球場及び弓道場 午前9時から午後9時まで
- イ 陸上競技場 午前9時から午後5時まで
- ウ プール 午前9時から午後7時まで
- (2) 高根木戸近隣公園の庭球場 午前9時から午後5時まで
- (3) 北習志野近隣公園の庭球場 午前9時から午後5時まで
- (4) 若松公園の野球場及び庭球場 午前9時から午後5時まで
- (5) 法典公園
 - ア 庭球場 午前9時から午後5時まで
 - イ 球技場及び集会所 午前9時から午後9時まで
- 4 有料公園の休園日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て次に掲げる日の全部又は一部を開園日とすることができる。
 - (1) 月曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の翌日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。)
- 5 前項ただし書の規定により休園日の全部又は一部を開園日としたときは、当該開園日を規則で定めるものとする。
- 6 有料公園施設の休園日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。
- 7 第1項、第3項、第4項及び前項の規定にかかわらず、有料公園の開園時間及び休園日にあつては指定管理者が必要があると認め、市長の承認を得たとき、有料公園施設の供用時間及び休園日にあつては市長が必要があると認めるときは、臨時にこれらを変更し、又は休園日を設定することができる。
 - (平17条例29・全改、平22条例37・平23条例9・一部改正)
- (利用の許可)
- 第14条 有料公園を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。
 - (1) 秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。
 - (2) 暴力団の利益となるとき。
 - (3) その他管理上支障があると認めるとき。
 - (平17条例29・全改、平24条例18・一部改正)
- (利用許可の取消し等)
- 第15条 指定管理者は、有料公園の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。
 - (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
 - (2) 前条各号のいずれかに該当したとき。
 - (平17条例29・全改)
- (意見の聴取)
- 第15条の2 指定管理者は、必要があると認めるときは、第14条第2号に掲げる事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くよう市長に求めることができる。
- 2 市長は、必要があると認めるとき又は前項の規定による求めがあったときは、第3条第2項第2号若しくは第7条第2項第2号又は第14条第2号に掲げる事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。
 - (平24条例18・追加)
- (公園施設の許可申請記載事項)
- 第16条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項
 - ア 申請者の住所、氏名及び職業
 - イ 設置の目的
 - ウ 設置の期間
 - エ 設置の場所
 - オ 公園施設の種類及び構造
 - カ 公園施設の管理の方法
 - キ 工事実施の方法
 - ク 工事の着手及び完了の時期
 - ケ 公園の復興方法
 - コ その他規則で定める事項
 - (2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項
 - ア 申請者の住所、氏名及び職業
 - イ 管理の目的
 - ウ 管理の期間

- エ 公園施設の所在地及び名称
- オ 管理の方法
- カ その他規則で定める事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 申請者の住所、氏名及び職業
- イ 変更事項
- ウ 変更理由
- エ その他規則で定める事項

(平17条例29・全改)

(公園の占用の許可申請記載事項)

第17条 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者の住所、氏名及び職業
- (2) 工作物その他の物件又は施設(以下「工作物等」という。)の管理方法
- (3) 工作物等の設置工事の計画
- (4) 公園の復旧方法
- (5) その他規則で定める事項

(平17条例29・全改)

(公園の占用の軽易な変更)

第18条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占有物件の模様替えて、当該占有物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占有物件に対する工作物等の添加で、当該占有者が当該占有の目的に付随して行うもの

(平17条例29・全改)

(使用料等)

第19条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項若しくは第3条第1項の許可を受けた者又は第7条第2項の許可を受けた者は、別表第3により算定した額に、その額に100分の5を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加えた額の使用料又は同表に定める占用料(以下「使用料等」という。)を前納しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、占有の期間が1月未満のものについての占用料の額は、別表第3により算定した額に、その額に100分の5を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加えた額とする。

(平17条例29・全改)

(利用料)

第20条 利用者は、利用料として別表第4に掲げる額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めた額に、その額に100分の5を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加えた額を指定管理者に前納しなければならない。

2 別表第4に掲げるもの以外のものに係る利用料は、指定管理者が市長の承認を得て定める。

(平17条例29・追加)

(利用料の収入)

第21条 利用料は、指定管理者の収入とする。

(平17条例29・追加)

(使用料等及び利用料の減免)

第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人が使用するとき。
- (2) 千葉県療育手帳制度実施要綱(昭和62年千葉県要綱)第7条第2項の規定により療育手帳の交付を受けている者及びその介護人が使用するとき。
- (3) その他市長が必要があると認めるとき。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 前項第1号又は第2号のいずれかに該当する者が利用するとき。
- (2) その他市長が必要があると認めるとき。

(平17条例29・追加)

(使用料等及び利用料の還付制限)

第23条 既に納付された使用料等及び利用料は、還付しない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第3条第1項、第7条第2項又は第14条の許可を受けた者(以下「利用者等」という。)の責めに帰さない理由により使用し、又は利用することができないときは、これを還付することができる。

(平17条例29・追加)

(権利の譲渡等の禁止)

第24条 利用者等は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(平17条例29・追加)

(原状回復の義務)

第25条 第3条第1項、第7条第2項又は第14条の許可を受けた者は、当該許可を受けた行為、使用又は利用を終了したときは、直ちに公園を原状に回復しなければならない。

(平17条例29・追加)

(損害賠償)

第26条 指定管理者及び利用者等は、公園の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(平17条例29・追加)

(秘密保持義務)

第27条 指定管理者及び有料公園の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、有料公園の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(平17条例29・追加)

(坪井公民館の特例)

第28条 別表第2に掲げるもののほか、坪井近隣公園に有料公園施設として船橋市坪井公民館を設置し、その管理及び使用料については、船橋市公民館条例(昭和49年船橋市条例第29号)の定めるところによる。

(平22条例42・追加)

第3章 雑則

(平17条例29・章名追加)

(監督処分)

第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命じることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正の手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命じることができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全又は公衆の公園の使用若しくは利用に著しい支障が生じた場合
- (3) その他公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(平17条例29・追加、平22条例42・旧第28条繰下)

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第30条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) その他保管した工作物等を返還するため必要があると認められる事項

(平17条例29・追加、平22条例42・旧第29条繰下)

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第31条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 前号の公示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の掲示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を船橋市広報に掲載すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(平17条例29・追加、平22条例42・旧第30条繰下)

(工作物等の価額の評価の方法)

第32条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするもの

とする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(平17条例29・追加、平22条例42・旧第31条繰下)

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第33条 市長は、法第27条第6項の規定により保管した工作物等について、規則で定める方法により売却するものとする。

(平17条例29・追加、平22条例42・旧第32条繰下)

(工作物等を返還する場合の手続)

第34条 市長は、保管した工作物等(法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(平17条例29・追加、平22条例42・旧第33条繰下)

(届出)

第35条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が公園施設の設置又は公園の占用に関する工事を完了したとき。

(2) 前号に掲げる者が公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用を廃止したとき。

(3) 第1号に掲げる者が法第10条第1項の規定により公園を原状に回復したとき。

(4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命じられた者が命じられた工事を完了したとき。

(5) 公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

(6) 第29条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命じられた者が命じられた工事を完了したとき。

(平17条例29・追加、平22条例42・旧第34条繰下・一部改正)

(委任)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例29・追加、平22条例42・旧第35条繰下)

(罰則)

第37条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

(1) 第3条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

(2) 第5条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

(3) 第29条第1項又は第2項の規定による市長の命令に違反した者

2 詐欺その他不正の行為により、使用料等の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(平17条例29・追加、平22条例42・旧第36条繰下・一部改正)

(公園管理者の代行)

第38条 法第5条の3の規定により市長に代わってその権限を行う者は、前条の規定の適用については市長とみなす。

(平17条例29・追加、平22条例42・旧第37条繰下)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和43年6月28日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年2月28日条例第4号)

この条例は、昭和45年3月1日から施行する。

附 則(昭和45年10月8日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年1月30日条例第4号)

この条例は、昭和46年2月1日から施行する。

附 則(昭和46年7月1日条例第42号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の船橋市都市公園条例第8条の規定による別表第3その4中小・中学生(船橋市に在住する小・中学生をいう。)のプール使用料は、昭和46年度に限り、これを徴収しない。

附 則(昭和47年7月1日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年12月27日条例第42号)

(施行期日)

- 1 この条例(改正規定中高根木戸近隣公園の項位置の欄、高根木戸第一号公園の項位置の欄、高根木戸第二号公園の項位置の欄、高根木戸第三号公園の項位置の欄、高根木戸第四号公園の項位置の欄及び薬円台公園の項位置の欄を除く。)は、公布の日から施行する。ただし、改正規定中高根木戸近隣公園の項位置の欄、高根木戸第一号公園の項位置の欄、高根木戸第二号公園の項位置の欄、高根木戸第三号公園の項位置の欄、高根木戸第四号公園の項位置の欄及び薬円台公園の項位置の欄については、昭和48年3月1日から施行する。

(読替え規定)

- 2 前項の場合において、この条例施行の日から昭和48年2月28日までの間は、改正規定中高根木戸近隣公園の項位置の欄、高根木戸第一号公園の項位置の欄及び高根木戸第二号公園の項位置の欄中「高根台」とあるのは「高根台町」と、高根木戸第三号公園の項位置の欄中「高根台3ノ684ノ1地内」とあるのは「古和釜町684ノ1地内」と、高根木戸第四号公園の項位置の欄中「高根台3ノ721ノ1地内」とあるのは「古和釜町721ノ1地内」と、薬円台公園の項位置の欄中「薬円台4ノ279地内」とあるのは「薬円台町2ノ279地内」と読替えて、この条例による改正後の都市公園条例の規定を適用する。

附 則(昭和48年4月25日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年6月29日条例第36号)

この条例は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則(昭和49年4月1日条例第25号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年4月1日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年6月30日条例第27号)

この条例は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則(昭和50年12月26日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年3月31日条例第18号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、この条例施行の日前に前納した使用料又は占用料については、なお従前の例による。

附 則(昭和51年11月1日条例第46号)

この条例は、昭和51年12月1日から施行する。

附 則(昭和51年12月27日条例第52号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年3月31日条例第20号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年12月27日条例第37号)

この条例は、昭和53年2月1日から施行する。

附 則(昭和53年3月31日条例第20号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年9月28日条例第43号)

この条例は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則(昭和53年12月27日条例第54号)

この条例は、昭和54年2月1日から施行する。

附 則(昭和54年6月29日条例第38号)

この条例は、昭和54年7月1日から施行する。

附 則(昭和54年9月28日条例第40号)

この条例は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則(昭和55年6月23日条例第29号)

この条例は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則(昭和55年12月25日条例第37号)

この条例は、昭和56年2月1日から施行する。

附 則(昭和56年3月31日条例第18号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、若松公園に係る規定は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則(昭和56年12月24日条例第31号)

この条例は、昭和57年2月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月31日条例第14号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年3月28日条例第13号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月31日条例第17号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年12月26日条例第32号)

この条例は、昭和60年2月1日から施行する。

附 則(昭和60年3月27日条例第10号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年12月26日条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和61年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に法第6条第1項の規定により公園の占用の許可を受けた者の占用の期間(当該占用の期間が昭和61年度以降にわたる場合においては、当該占用の期間のうち、昭和61年3月31日までの期間に限る。)に係る占用料の額については、この条例による改正後の条例第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和61年3月31日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の船橋市都市公園条例の規定により、既に使用の許可又は占用の許可を受けている者の使用料等については、なお従前の例による。

附 則(平成3年12月26日条例第29号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用等に係る使用料等であって、施行日前に納付されたものの額については、なお従前の例による。

附 則(平成4年3月31日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第3その9の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる占用物件の同表の中欄に掲げる年度における占用料は、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

占用物件		年度	占用料
電柱	本柱	平成4年度	1,350円
		平成5年度	1,520円
	支柱・支線・支線柱	平成4年度	1,140円
		平成5年度	1,290円
電話柱(電柱であるものを除く。)	本柱	平成4年度	550円
		平成5年度	580円
	支柱・支線・支線柱	平成4年度	460円
		平成5年度	490円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		平成4年度	2,000円
		平成5年度	2,100円
鉄塔・送電塔		平成4年度	960円
		平成5年度	1,080円
架空線		平成4年度	100円
		平成5年度	110円
ガス管、水道管、 下水道管、電線等 の地下埋設物	外径が0.2メートル以上0.4メー トル未満のもの	平成4年度	200円
		平成5年度	220円
	外径が0.4メートル以上1メート	平成4年度	490円

	ル未満のもの	平成5年度	550円
	外径が1メートル以上のもの	平成4年度	910円
通路その他これに類する施設		平成5年度	1,050円
		平成4年度	3,700円
露店その他これに類する施設		平成5年度	4,000円
		平成4年度	60円
詰所、物置、建物その他これらに類する工作物又は施設		平成5年度	70円
		平成4年度	1,330円
工事用板囲い及び足場その他工事用材料置場		平成5年度	1,560円
		平成4年度	700円
その他		平成5年度	770円
		平成4年度	150円
		平成5年度	180円

3 この条例の施行の日前にした許可に係る占用の期間(当該占用の期間が平成4年度以降にわたる場合においては、当該占用の期間のうち、平成4年3月31日までの期間に限る。)に係る占用料の額については、なお従前の例による。

4 前項の規定は、平成5年度及び平成6年度に係る占用料の額について準用する。この場合において、平成5年度については「この条例の施行の日」とあるのは「平成5年4月1日」と、「平成4年度」とあるのは「平成5年度」と、「平成4年3月31日」とあるのは「平成5年3月31日」と、平成6年度については「この条例の施行の日」とあるのは「平成6年4月1日」と、「平成4年度」とあるのは「平成6年度」と、「平成4年3月31日」とあるのは「平成6年3月31日」と読み替えるものとする。

附 則(平成8年3月29日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定(有料公園に係る部分に限る。)、第6条の改正規定、第9条の次に2条を加える改正規定、第10条の改正規定(第2項に係る部分に限る。)、第11条の改正規定(利用料に係る部分に限る。)、別表第1の改正規定及び別表第3の次に1表を加える改正規定並びに次項の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成8年規則第56号で、附則第1項ただし書に規定する規定は、平成8年10月25日から施行)

(船橋市レクリエーション施設条例の一部改正)

2 船橋市レクリエーション施設条例(平成4年船橋市条例第19号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成10年3月31日条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第9条及び第9条の2の改正規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 第9条及び第9条の2の改正規定の施行前に改正前の第3条第1項又は第5条第2項の規定により受けた許可に係る使用料又は利用料については、なお従前の例による。

3 改正後の船橋市都市公園条例(以下「改正後の条例」という。)別表第3その9の規定は、同表その9の改正規定の施行の日以後の占用に係る占用料について準用する。

4 別表第3その9の改正規定の施行の際現に都市公園法(昭和31年法律第79号)第6条第1項又は第3項の規定による占用の許可を受けている者(次項に規定する者を除く。)の当該占用物件に係る平成10年度以降の各年度の占用料の額は、改正後の条例の規定による当該占用物件について徴収すべき1年当たりの占用料の額が当該年度の前年度の1年当たりの占用料の額に1.1を乗じて得た額(以下「調整占用料額」という。)を超える場合には、改正後の条例の規定にかかわらず、調整占用料額とする。

5 別表第3その9の改正規定の施行の際現に都市公園法第6条第1項又は第3項の規定による占用の許可を受けている電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第2項に規定する一般ガス事業者及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条第1項に規定する第一種電気通信事業者(以下「一般電気事業者等」という。)が納付すべき平成10年度以降の各年度の占用料の額の合計額は、改正

後の条例の規定による一般電気事業者等ごとの当該占用物件について徴収すべき占用料の総額（以下「占用料の総額」という。）が当該年度の前年度の占用料の総額に1.1を乗じて得た額（以下「調整占用料総額」という。）を超える場合には、改正後の条例の規定にかかわらず、調整占用料総額とする。

附 則(平成12年3月31日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年9月29日条例第46号)

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日条例第19号)

この条例は、平成14年5月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定(第17条の改正規定を除く。) 公布の日

(2) 第1条の規定(第17条の改正規定に限る。)及び附則第3項の規定 平成17年7月1日

(3) 第2条の規定並びに次項、附則第4項及び第5項の規定 平成18年4月1日

(準備行為)

- 2 第2条の規定による改正後の船橋市都市公園条例(以下「新条例」という。)第8条の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続は、新条例の施行前においても、第10条及び第11条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 第1条の規定(第17条の改正規定に限る。)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

- 4 新条例の施行前に第2条の規定による改正前の船橋市都市公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(船橋市行政財産使用料条例の一部改正)

- 5 船橋市行政財産使用料条例(平成8年船橋市条例第4号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成22年12月20日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年12月20日条例第42号)

この条例は、平成23年2月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日条例第18号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

別表第1

(平8条例15・全改)

公園名
船橋市アンデルセン公園

別表第2

(昭61条例16・全改、平10条例28・平12条例46・一部改正)

公園名	施設名
船橋市運動公園	野球場
	陸上競技場
	庭球場
	プール
	体育館
	弓道場
高根木戸近隣公園	庭球場

北習志野近隣公園	庭球場
若松公園	野球場
	庭球場
法典公園	庭球場
	球技場
	集会所

別表第3

(昭46条例42・昭47条例28・昭48条例26・昭48条例36・昭51条例18・昭53条例20・昭53条例43・昭54条例40・昭56条例18・昭60条例27・昭61条例16・平3条例29・平4条例17・平10条例28・平12条例46・平17条例29・一部改正)

その1 野球場

ア 入場料の類を徴収しない場合

区分\単位	2時間以内	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
一般野球チーム	1,500円	3,000円	3,800円	3,800円	6,000円	7,600円	10,600円
学生野球チーム	800円	1,500円	2,200円	2,200円	3,000円	4,400円	5,900円
小・中学生野球チーム	300円	600円	900円		1,200円		
職業野球チーム		6,000円	7,500円	7,500円	12,000円	15,000円	21,000円

備考

- 1 若松公園野球場については、表に掲げる金額の半額とする。
- 2 市内在住者及び市内に勤務先のある者以外の者が使用する場合は、運動公園野球場にあつては表に掲げる金額の5割増とし、若松公園野球場にあつては前号に規定する金額の5割増とする。

イ 入場料の類を徴収する場合

区分\単位	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
一般野球チーム	12,000円	12,000円	12,000円	25,000円	25,000円	36,000円
学生野球チーム	8,000円	8,000円	8,000円	17,000円	17,000円	24,000円
職業野球チーム	67,000円	67,000円	67,000円	167,000円	167,000円	201,000円

備考 市内在住者及び市内に勤務先のある者以外は、5割増とする。

ウ 照明灯

区分	30分
一般野球チーム	3,000円
学生野球チーム	3,000円
職業野球チーム	6,000円

備考 単位時間を超過した場合の超過額は、その超過した30分(30分に満たない場合は、30分とみなす。)につき、単位時間当りの金額とする。

その2 陸上競技場

ア 専用使用

区分\単位			2時間以内	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
入場料の類を	全面	アマチュアスポーツに使用する場	一般	3,700円	7,500円	7,500円
			学生	1,800円	3,700円	3,700円

徴収しない場合		合	小・中学生	1,200円	2,500円	2,500円	5,000円
		その他の場合		7,500円	15,000円	15,000円	30,000円
	フィールド	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	2,000円	4,100円	4,100円	8,300円
			学生	1,000円	2,100円	2,100円	4,200円
			小・中学生	700円	1,400円	1,400円	2,800円
		その他の場合		4,100円	8,200円	8,200円	16,500円
	トラック	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1,600円	3,300円	3,300円	6,700円
			学生	800円	1,600円	1,600円	3,300円
			小・中学生	500円	1,100円	1,100円	2,200円
		その他の場合		3,300円	6,700円	6,700円	13,500円
入場料の類を徴収する場合	全面	アマチュアスポーツに使用する場合		11,200円	22,500円	22,500円	45,000円
		その他の場合		41,600円	83,200円	83,200円	166,500円
	フィールド	アマチュアスポーツに使用する場合		6,200円	12,400円	12,400円	24,900円
		その他の場合		24,700円	49,500円	49,500円	99,000円
	トラック	アマチュアスポーツに使用する場合		5,000円	10,000円	10,000円	20,100円
		その他の場合		16,800円	33,700円	33,700円	67,500円

備考

- 1 市内在住者及び市内に勤務先のある者以外は、5割増とする。
- 2 2分の1面以内の使用の場合は、5割減とする。
- 3 単位時間を超過した場合の超過額は、単位金額を単位使用時間で除して得た額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とする。

イ 個人使用

区分\単位	2時間以内
一般	200円
学生	150円
小・中学生	100円

備考

- 1 市内在住者及び市内に勤務先のある者以外は、5割増とする。
- 2 単位時間を超過した場合の超過額は、その超過した2時間(2時間に満たない場合は、2時間とみなす。)につき、単位時間当たりの金額とする。

その3 庭球場

ア 一般使用(1面につき)

(船橋市運動公園、高根木戸近隣公園、北習志野近隣公園及び若松公園)

区分\単位	2時間以内	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
一般	300円	600円	750円	750円	1,350円	1,500円	2,100円
学生	150円	300円	300円	300円	600円	600円	900円
小・中学生	100円	200円	200円		400円		

備考 市内在住者及び市内に勤務先のある者以外は、5割増とする。

(法典公園)

区分\単位	2時間以内	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後7時まで	午前9時から午後7時まで
一般	1,000円	2,000円	2,500円	1,000円	4,500円	3,500円	5,500円

学生	500円	1,000円	1,250円	500円	2,250円	1,750円	2,750円
小・中学生	100円	200円	200円		400円		

備考 市内在住者及び市内に勤務先のある者以外は、5割増とする。

イ 照明灯

区分	30分
一般・学生	150円

備考 単位時間を超過した場合の超過額は、その超過した30分(30分に満たない場合は、30分とみなす。)につき、単位時間当りの金額とする。

その4 プール等

区分	単位	金額
プール	一般 1人 2時間	300円
	小・中学生 1人 2時間	50円
ロッカー	1回	10円

備考 単位時間を超過した場合のプールの使用についての超過額は、その超過した1時間(1時間に満たない場合は、1時間とみなす。)につき、単位時間の金額の5割に相当する額とする。

その5 体育館

ア 専用使用(全面)

区分 \ 単位				午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
競技場	入場の類を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	3,000円	4,500円	7,500円	7,500円	12,000円	15,000円
			学生	1,500円	3,000円	4,500円	4,500円	7,500円	9,000円
			小・中学生	1,500円	3,000円		4,500円		
		その他の場合	9,000円	13,500円	18,000円	22,500円	31,500円	40,500円	
	入場の類を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合		12,000円	18,000円	30,000円	30,000円	48,000円	60,000円
		その他の場合		22,500円	37,500円	60,000円	60,000円	97,500円	120,000円
会議室	1室につき			500円	600円	800円	1,100円	1,300円	1,800円

備考

1 市内在住者及び市内に勤務先のある者以外は、5割増とする。

2 単位時間を超過した場合の超過額は、単位金額を単位使用時間で除して得た額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とする。

イ 専用使用(バスケットコート1面につき)

区分\単位		2時間以内		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで						
アマチュアスポーツに	一般	800円	2,000円	1,500円	2,300円	3,800円	3,800円	6,000円	7,500円
	学生	400円	1,200円	800円	1,500円	2,300円	2,300円	3,800円	4,500円
	小・	400円		800円	1,500円		2,300円		

使用する 場合	中学生								
その他の場 合			4,500円	6,800円	9,000円	11,300 円	15,800 円	20,300 円	

備考

- 1 市内在住者及び市内に勤務先のある者以外は、5割増とする。
- 2 単位時間を超過した場合の超過額は、単位金額を単位使用時間で除して得た額(10円未満の端数が生じたときは、これを切捨てる。)とする。

ウ 個人使用

種別	区分	単位	金額
競技場	一般	1人2時間	100円
	学生以下	1人2時間	50円
トレーニング室	一般	1人1月	1,200円
	学生以下	1人1月	400円

備考

- 1 市内在住者及び市内に勤務先のある者以外は、5割増とする。
- 2 トレーニング室の使用は、中学生以上とする。

エ 器具

競技種目	附帯設備及び器具一式	単位	金額
体操	床用マット1面、鉄棒、平均台、平行棒、跳馬、按馬、マット、吊環	1種目 1組1回	300円
バレーボール	支柱、ネット、得点板、審判台、アンテナ	1面一式 1回	300円
バスケットボール	バスケット、得点板、ファール表示器	1面一式 1回	450円
卓球	卓球台、ネット、サポート、審判台、得点板	1面一式 1回	150円
庭球	支柱、ネット、審判台	1面一式 1回	300円
バドミントン	支柱、ネット、審判台	1面一式 1回	150円
ハンドボール	ゴール、ネット、得点板	1面一式 1回	450円
共通	電光掲示板	1面一式 1回	750円
	放送設備	1回	1,300円

その6 弓道場

ア 専用使用

区分\単位	2時間以内		午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 9時まで
	午前9時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 9時まで						
一般	150円	250円	300円	450円	600円	750円	1,050円	1,350円
学生	70円	150円	150円	300円	450円	450円	750円	900円
中学生	70円		150円	300円		450円		

備考 市内在住者及び市内に勤務先のある者以外は、5割増とする。

イ 個人使用

区分	1人2時間につき	
	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで

一般	60円	80円
学生	30円	60円
中学生	30円	

備考

- 1 市内在住者及び市内に勤務先のある者以外は、5割増とする。
- 2 単位時間を超過した場合の超過額は、その超過した1時間(1時間に満たない場合は、1時間とみなす。)につき、単位時間の金額の5割に相当する額とする。

その7 球技場

ア 専用使用

区分\単位		2時間以内	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
アマチュアスポーツに使用する場合	一般	2,000円	4,100円	4,100円	4,100円	8,300円	8,300円	12,500円
	学生	1,000円	2,100円	2,100円	2,100円	4,200円	4,200円	6,300円
	小・中学生	700円	1,400円	1,400円		2,800円		
その他の場合		4,100円	8,200円	8,200円	8,200円	16,500円	16,500円	24,700円

備考

- 1 市内在住者及び市内に勤務先のある者以外は、5割増とする。
- 2 2分の1面以内の使用の場合は、5割減とする。

イ 照明灯

区分	30分
アマチュアスポーツに使用する場合	1,000円
その他の場合	2,000円

備考 単位時間を超過した場合の超過額は、その超過した30分(30分に満たない場合は、30分とみなす。)につき、単位時間当たりの金額とする。

その8 集会所

区分\単位	午前9時から午前12時まで	午後零時30分から午後4時30分まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
体育レクリエーション室	3,600円	4,800円	7,200円	12,000円
第一和室	500円	700円	1,000円	1,700円
第二和室	500円	700円	1,000円	1,700円
第一集会室	700円	1,000円	1,400円	2,400円
第二集会室	700円	1,000円	1,400円	2,400円
多目的ホール	3,600円	4,800円	7,200円	12,000円

備考 市内在住者及び市内に勤務先のある者以外は、5割増とする。

その9

区分	単位	金額
広告、宣伝、放送その他これらに類する行為	1回につき2時間	6,500円
行商、募金その他これらに類する行為	1人につき1日	260円
	1平方メートルにつき1日	80円
業として行う写真の撮影	常時	写真機1台につき1月
	臨時	写真機1台につき1日
業として行う映画の撮影	1回につき2時間	2,600円
興行	1平方メートルにつき1日	15円

競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること	1平方メートルにつき1日	3円
------------------------------	--------------	----

その10

区分	単位	金額
公園施設を設置する場合	1平方メートル 1月	200円以内
公園施設を管理する場合		そのつど市長が別に定める。

その11

占用物件		単位	占用料
電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの	第一種電柱	1本につき1年	2,200円
	第二種電柱		3,400円
	第三種電柱		4,700円
	第一種電話柱		2,000円
	第二種電話柱		3,200円
	第三種電話柱		4,500円
	支柱、支線及び支線柱		150円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	20円
	地下電線その他地下に設ける線類		10円
	変圧塔その他これに類するもの	1個につき1年	3,100円
	鉄塔、送電塔その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	3,100円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	100円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		150円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		200円
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		410円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		1,000円
	外径が1メートル以上のもの		2,000円
通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	占用面積1平方メートルにつき1年		8,700円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	占用面積1平方メートルにつき1日		90円
公衆電話所	1個につき1年		3,100円
郵便差出箱			1,300円
工事用施設及び工事用資材置場	占用面積1平方メートルにつき1月		2,600円
その他の工作物等	占用面積1平方メートル又は1基につき1月		310円

備考

- 1 第一種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以

下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 2 第一種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 占用面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はその面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 5 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 6 占用料の額が1件100円未満の場合は、100円とする。

別表第4

(平8条例15・追加、平10条例28・平14条例19・一部改正)

船橋市アンデルセン公園

ア ワンパク王国、子ども美術館及びメルヘンの丘

区分	金額
一般	1回 900円
	年間 3,000円
高校生	1回 600円
	年間 2,000円
小・中学生	1回 200円
	年間 1,000円
幼児	1回 100円
	年間 500円

備考

- 1 一般とは、高校生、小・中学生及び幼児以外の者をいう。ただし、4歳未満の者を除く。
- 2 高校生とは、高等学校の生徒及びこれに準ずる者をいう。
- 3 小・中学生とは、義務教育諸学校の児童及び生徒をいう。
- 4 幼児とは、4歳以上の者で学齢に達しないものをいう。
- 5 1回の利用に係る者が25人以上の団体は、1割引とする。

イ 遊戯施設等

1人1回	300円
------	------

ウ 駐車場

区分	金額
大型自動車	2,000円
普通自動車	500円